

平成29年 第14回

川西市教育委員会（臨時会）議事録

川西市教育委員会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 8

会議日程・付議事件

会議日時 平成29年8月17日(木) 午後2時40分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2	議案第30号	川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例 の制定について	

出席者

教 育 長 牛 尾 巧

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 磯 部 裕 子

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

こども未来部長	中塚一司
教育推進部長	木下博
総務調整室長 兼教育推進部参事(学校教育室担当)	中西哲
こども家庭室長	山元昇
学校教育室長	岸敬三
教育推進部参事兼学校指導課長	伊豆崇
まなび支援室長	枘川隆雄
教育総務課長	藪内寿子
教職員課長	武富祥平
こども・若者政策課長	岩脇茂樹
子育て・家庭支援課長	増田善則
こども育成課長	丸野俊一
こども育成課主幹	河南裕美
学務課長	志波仁史
学校指導課主幹	升村誠志
生徒指導支援課長兼青少年センター所長	西門隆博
教育相談センター所長	荒木浩
社会教育・文化財課長兼文化財資料館長	井上昌子
地域こども支援課長	大屋敷美子
中央図書館長	村山尚子
中央公民館長	藤井恵子
公共施設マネジメント室主幹 (施設整備担当)	小林尚司

議事録作成者

教育総務課主査 岸本匡史

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 30	川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の制定について	29.8.17	29.8.17	可 決

[開会 午後 2 時 4 0 分]

牛尾教育長 それでは、只今より、平成 2 9 年第 1 4 回川西市教育委員会（臨時会）を開会いたします。

牛尾教育長 まず、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。本日は、出席を求めた者につきましては全員出席でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

牛尾教育長 では次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

牛尾教育長 これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、加藤委員、鈴木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

牛尾教育長 では次の日程に移りますが、日程第 2 の案件につきましては、意思形成過程情報を含む案件であるため、これより会議を非公開にしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。
よって、只今から会議を非公開といたします。

牛尾教育長 それでは、日程第 2、議案第 3 0 号「川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） それでは、議案第 3 0 号「川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 1 ページをお開き願います。

本案は、川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の制定に

ついて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、平成30年9月から供用開始を予定している川西市キセラ川西プラザにおいて、教育委員会所管施設として「川西市こども・若者ステーション」及び「川西市川西北公民館」を設置することに伴い、その設置及び管理に必要な事項を定めようとするものでございます。

以下、条例の本文につきまして、議案書2ページから10ページ、新旧対照表では議案書11ページから12ページでご説明いたします。

まず、2ページをご覧ください。

条文の内容でございます。第1条で設置及び目的を規定しております。設置の目的としましては、市民の芸術、文化及び社会教育の振興、並びに福祉の向上を図り、文化活動や交流を通じて市民の豊かな暮らしの実現に寄与するため、川西市キセラ川西プラザを設置しようとするものでございます。

第2条では、名称及び位置について規定しております。施設名称を川西市キセラ川西プラザとし、位置は、川西市火打1丁目12番地内でございます。

第3条及び4条においては、キセラ川西プラザの目的を達成するために行う事業及び施設を挙げております。各条の第2号では、社会教育に関する事業を行うために川西市川西北公民館を置くものとし、各条の第4号では、妊産婦、子ども及び若者並びにその家庭の支援に関する事業を行うために川西市こども・若者ステーションを置くものとしております。

3ページをご覧ください。

第5条では、関係条例の適用について規定しており、第2号で川西北公民館については、この条例に定めるほか、川西市公民館条例及びこれに基づく規則が適用されます。

第6条では、使用の許可について、第7条では、使用の制限について規定しております。

次に、第8条では、使用料について規定しております。使用料につきましては別表で定めておりますので、別表の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書10ページをお開きください。

使用料につきましては、本条例の別表のなかでは、こども・若者ステーションにおいて実施予定の一時預かりルームについて設定しております。小学校就学始期に達するまでの児童30分1人を1区分とし、既に市内の民間保育所等で実施されている一時預かりの利用料金の水準とほぼ同等の

料金を算出し、1区分当たりの使用料は200円に設定しております。

恐れ入りますが、お戻りいただきまして、3ページをお開きください。

第9条では、使用料の還付について、4ページに移りまして、第10条では使用権の譲渡等の禁止について、第11条では、使用許可の取り消し等について規定しております。

また、第12条では、特別の設備等の承認について、第13条では、原状回復の義務について規定しております。

さらに、第14条では、使用者の管理義務について、第15条では、入館の制限について規定しております。

第16条では、立入調査について、5ページに移りまして、第17条では、目的外使用について規定しております。

次に、第18条では、施設の管理について規定しております。キセラ川西プラザの管理を指定管理者に行わせることができるとしておりますが、第4条第1項第2号に掲げる施設を除くとしておりますので、川西北公民館及びこども・若者ステーションについては、指定管理者による管理の対象施設からは除かれます。

6ページをご覧ください。

付則関係でございますが、この条例の施行については、規則で定める日からとしております。また、準備行為として使用の許可に係る申請など、必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定により行うことができるとしております。

次に、付則の第4項をご覧ください。ここでは、川西北公民館について、川西市公民館条例の一部改正により規定する内容をあげております。改正の内容は、6ページに記載のとおりですが、新旧対照表により説明いたします。

恐れ入りますが、11ページをお開きください。

左側、第8条第2項の「川西市中央公民館においては、川西市芸術・文化施設条例の定めるところにより、川西市中央公民館以外の公民館においては、」までを右側の改正後（案）のとおり、削除するものでございます。

現在、中央公民館は、社会教育団体等以外の一般が使用する際には、川西市芸術・文化施設条例に基づき、文化会館で貸館を行っておりますが、キセラ川西プラザに設置する川西北公民館については、他の公民館と同様に、川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例で貸館を行うため、その規定を削除するものでございます。

次に、別表第1では、左側、現行、川西市中央公民館の項を、右側の改正後（案）のとおり、削除し、川西南公民館の下に、川西北公民館を加え

るものでございます。

次に、別表第2では、左側、現行、川西市中央公民館の項を、右側の改正後(案)のとおり、削除し、川西南公民館の下に、川西北公民館を加えるものでございます。

使用料につきましては、他の公民館と同様に、維持管理費の1平米50分あたりの経費を各部屋の面積に掛けた原価を社会教育団体等に関しては50%ご負担いただき、その他の場合は75%ご負担いただく計算になっております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第30号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。
これをもちまして、第14回川西市教育委員会(臨時会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午後2時49分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成29年9月21日

署名委員 加藤 隆一郎 ⑩

鈴木 温美 ⑩